

# 人権教室

問 総務課 ☎889-4415

5月と6月に南風原町内の小学校にて人権擁護委員による人権教室が行われました。

人権教室では紙芝居を用いた授業を行い、登場人物たちの行動や言動を振り返りながら言葉の大切さや人権について学びました。

令和6年6月末をもちまして、山<sup>やま</sup>中<sup>なかつ</sup>久<sup>ひさし</sup>司<sup>し</sup>委員、田<sup>た</sup>本<sup>もと</sup>政<sup>まさ</sup>子<sup>こ</sup>委員、赤<sup>あか</sup>嶺<sup>みね</sup>広<sup>ひろ</sup>美<sup>み</sup>委員の3名は任期満了のため退任となります。人権に関する啓発活動に任期の最後まで尽力いただきありがとうございました。

7月からは粟<sup>あわもり</sup>森<sup>もり</sup>栄<sup>えい</sup>子<sup>こ</sup>委員、川<sup>かわ</sup>崎<sup>さき</sup>雅<sup>まさ</sup>人<sup>ひと</sup>委員、津<sup>つ</sup>波<sup>は</sup>由<sup>ゆ</sup>美<sup>み</sup>委員の3名が人権擁護委員に委嘱されました。

これからよろしくお願ひいたします。

## 人権擁護委員の主な活動(一例)

常駐相談(法務局人権相談室)、特設人権相談、全国中学生人権作文コンテスト等



紙芝居を用いた授業を行う田本政子委員、山中久司委員(左から)

# 令和6年度 夏の交通安全運動開始式

問 総務課 ☎889-4415

7月11日(木)、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故防止を目的とする夏の交通安全運動開始式を南風原町中央公民館にて行いました。

会場では、開邦幼稚園の園児たちが、ステージでエイサーやダンスを元気いっぱい披露しました。



▲開邦幼稚園の園児たちによるパフォーマンス

# 絣コースター作り体験と 工房見学のまち歩きツアー

夏休み体験ツアーとして「絣コースター作り体験と工房見学のまち歩きツアー」を企画しています。琉球かすりの産地・「かすりの里」と知られる南風原町。

この夏、親子・友人同士で絣コースター作りを体験して「世界にひとつだけの織」「オリジナルマイコースター」を作ってみませんか?工房見学も予定していますので、ご参加されて「機織り」を体験されてみませんか?

【日 時】8月10日(土)・8月24日(土)

【時 間】10:00~12:00 (9:45集合)

【場 所】琉球かすり会館(南風原町字本部157)

【参加費】小学生(4年生以上対象)~大人

一律2,500円

【定 員】15人(要予約)

お申込み・お問合せ

はえばる観光案内所

10:00~15:00 水曜定休

TEL:098-882-6776

Mail:chiiki-machidukuri@haebaru-kankou.jp



# 飛び安里研究会 第2回 飛び安里まつりのご案内

問 飛び安里関連事業事務局 松田(090-9596-4133)

【開催日】令和6年8月11日(日)

①13:00~14:00/舞台公演

②14:00~14:40/サイエンス講座

③14:40~/小中高生による紙飛行機大会

【開催場所】津嘉山公民館(津嘉山地域振興資料館)

# 第28回 南風原うちなーぐち大会集

問 南風原文化センター ☎889-7399

「しまくとぅば」への関心を高め、次世代へ継承することを目標とし、南風原町教育委員会では「第28回南風原うちなーぐち大会」を開催いたします。

【会場】中央公民館 黄金ホール

【日時】8月25日(日)14:00~



# 給付金を支給します

問 臨時給付金担当 ☎889-4411

▶手続き

対象者には令和6年7月以降順次、確認書を送付します。  
各種給付金を受給するためには、確認書による申請が必要となります。  
確認書が届いていない場合でも、申請により対象となる場合があります  
ので詳しくは町ホームページをご確認ください。

▶申請期限 令和6年10月31日(木)

令和6年度新たな  
非課税等世帯への  
給付金について



調整給付金  
について



国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえ、下記のとおり給付金を支給します。

## 1 令和6年度新たに住民税非課税等世帯となる方への給付金(10万円・5万円)について

▶対象者・内容

- 1世帯につき10万円/令和6年度新たに世帯全員が住民税非課税、住民税均等割のみ課税の者で構成される世帯への給付金  
※同一世帯に平成18年4月2日以降に出生した児童がいる場合、対象児童1人につき5万円加算  
※令和5年度に非課税世帯への7万円や住民税均等割のみ課税世帯への10万円の給付金の支給を受けた世帯は対象外となります。

## 2 定額減税しきれないと見込まれる方への調整給付金について

納税者および同一生計配偶者又は扶養親族1人につき、4万円(令和6年分の所得税から3万円・令和6年度の個人住民税所得割から1万円)の定額減税が実施されます。その中で、定額減税しきれないと見込まれる方につきましては、「調整給付金」を支給します。

なお、なるべく早めに給付を実施するという観点から、調整給付金の算定は令和5年分所得等に基づき行いますが、当初の給付額に不足があると判明した場合は、令和6年分の所得税額確定後に追加支給する予定です。

▶対象者

南風原町から令和6年度の個人住民税が課税されている方のうち、定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額」又は「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る(定額減税しきれない)と見込まれる方が対象です。ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外となります。

※調整給付金は世帯単位ではなく、納税義務者(個人)への給付となります。

▶定額減税可能額

所得税分	3万円×減税対象人数
個人住民税所得割分	1万円×減税対象人数

減税対象人数	納税義務者本人、控除対象配偶者、扶養親族(16歳未満を含む。) ※ただし、国外居住者は除きます。
--------	---

▶調整給付額

所得税分および個人住民税所得割分それぞれで定額減税しきれない額を算出し、両者を合算のうえ、1万円単位で切り上げた額が支給額となります。※下記の税額等はいずれも定額減税前です。

① = 所得税分定額減税可能額 - 令和6年分推計所得税額 ※注(①<0の場合は0)

② = 個人住民税分定額減税可能額 - 令和6年度個人住民税所得割額 ※注(②<0の場合は0)

所得税分	住民税所得割分
定額減税可能額 (3万円×減税対象人数)	定額減税可能額 (1万円×減税対象人数)
所得税額(推計)	個人住民税所得割額
①	②
所得税分の定額減税しきれない額①	
個人住民税所得割分の定額減税しきれない額②	
調整給付額	= ① + ②
①+②の合計額を1万円単位に切り上げて給付します。	

※所得税額(推計)および個人住民税所得割額がどちらも0円の場合は調整給付金の対象とはなりません。

はり きゅう  
なごみ

土日祝日休まず営業

琉球銀行 ENEOS

兼城十字路 与那原方面

JA 和

ココ

もみほぐし  
カッピングなど

☎098-969-3717 ☎080-6499-7530

(株)新崎不動産

代表取締役 新崎長慎

不動産業全般 沖縄県知事(1)第5149号  
建設業許可 県知事許可(般-4)第14598号

土地建物の売買や宅地造成、  
相続相談など、不動産の悩み事は  
私たちに気軽に相談下さい!

〒901-1116  
南風原町字照屋40-6  
☎098-996-2433  
営業時間 8:30~17:30

“生前贈与を考える”

八幡税務会計事務所

税理士・行政書士 八幡 智香子  
(南風原町出身)

那覇市安謝1丁目3番10号 電話(098)869-8131

Fun to Riding 公安委員会指定 Fun to Driving

津嘉山自動車学校

サンエーつかざんシティより八重瀬町向け 200m  
〒901-1117 南風原町字津嘉山 593-1  
TEL.889-5542 ☎0120-489052